

戸籍事務へのマイナンバー制度導入のため更に検討を要する事項（2）

第5 戸籍訂正制度について

1 現状（戸籍法部会資料3再掲）

(1) 戸籍訂正制度の概要（参考資料12「戸籍訂正手続の概要」参照）

「戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があること」（以下「訂正事由」という。）（注1）が発見された場合には、戸籍訂正の手続をとることとなる。訂正事項は、氏名、出生事項、死亡事項、父母欄、婚姻事項、国籍喪失事項など、戸籍の記載事項全般にわたるほか、複本籍（注2）を解消するための訂正などもある。

戸籍訂正の手続は、原則として、利害関係人が家庭裁判所に対して戸籍訂正の許可を申し立て（戸籍法（以下「法」という。）第113条）、その許可の裁判書の謄本を添付して戸籍訂正申請をする（法第115条）ことによつて行われる（以下、この手続を「訂正許可審判手続」という。）。これは、一般に、戸籍が人の重要な身分に関するものであるから、その訂正を関係者の意思に基づく慎重な手続によることとしたものと説明される。また、創設的届出の無効により戸籍の記載に錯誤が生ずるような場合も、訂正許可審判手続の申立てがされるが、申立権者は届出人又は届出事件の本人に限られる（法第114条（注3））。これは、上記の者ら以外の利害関係人が、人事訴訟手続等によることなく、身分行為そのものである創設的届出の無効を主張することを認めるのは適当でないためと考えられる。

そこで、市区町村長において訂正事由を発見した場合、原則として、まずは届出人又は届出事件の本人に戸籍の訂正事由を発見した旨を通知し（法第24条第1項。以下、この通知を「24条1項通知」という。）、訂正許可審判手続によるべき建前となっている。

また、裁判所その他の官庁、検察官又は吏員がその職務上訂正事由を知ったときは、遅滞なく届出事件の本人の本籍地の市町村長にその旨を通知しなければならない（法第24条第3項。以下、この通知を「24条3項通知」という。）とされており、24条3項通知を受けた市区町村長は、訂正事由のあることを確認の上、まずは届出人等に対して24条1項通知を行うこととなる。

そして、24条1項通知をすることができない場合又は通知をしても戸籍訂正申請をする者がいない場合に限り、市区町村長は市役所又は町村役場を管轄する法務局又は地方法務局長（以下「管轄法務局長等」という。）の許可を得て職権で戸籍訂正をすることができることとされている（法第24条第

2項。以下、この手続を「職権訂正手続」という。)。これは、届出人等による戸籍訂正申請がされない場合にも、誤った戸籍の記載を放置することが適切ではないためである。

一方、戸籍記載の訂正を必要とすべきその実体的身分関係を遡及的に確定する判決がなされた場合（注4）には、訴えを提起した者がその裁判書の謄本を添付して戸籍訂正申請をすることとなる（法第116条第1項。以下、この手続を「確定判決による訂正手続」という。）。

なお、特殊な戸籍訂正として、父又は母が棄児を引き取った場合において、出生届と併せて行う戸籍訂正申請（法第59条）がある（注5）。

（注1）「戸籍の記載が法律上許されないものであること」とは、法律上戸籍に記載できない事項について記載されているものをいうとされ、戸籍面上その違法が明らかでない場合が通常であるとされる。例えば、外国人や当該市町村に本籍を有しない者に関する戸籍の記載、子の出生前に父の戸籍にした胎児認知の記載、直系卑属のない死亡者を認知する記載、権限のない者による戸籍の記載、死亡者とか届出人となり得ない者の届出による記載、偽造・変造の届出に基づく記載等がある。

「戸籍の記載に錯誤があること」とは、戸籍の記載が事実と合致しないことをいうとされる。例えば、出生の年月日・場所などに付き事実と反する記載、誤ってした死亡の記載、誤ってした国籍喪失の記載、入籍すべきでない者を入籍させたりしたものもこれに当たり、その他多くの事例がある。

「戸籍の記載に遺漏があること」とは、戸籍に記載することを要する事項の一部が脱漏されていることをいうとされる。例えば、転籍による戸籍編製の場合の同籍者又は移記の場合の移記事項を脱漏したりした場合等がある。

なお、これらの概念の区別を論ずるのは実益がないともされる（特に「戸籍の記載が法律上許されないもの」と「戸籍の記載に錯誤があること」との区別は概念上必ずしも明確でないとされる。）。

（注2）何らかの理由により（通常、転籍等の際に、除籍手続を遺漏する例が多いと考えられる。）、同一人が二個以上の戸籍に記載されること。委託調査・研究の結果、複本籍は5万戸籍程度であると推計されている。

（注3）「届出によって効力を生ずべき行為について戸籍の記載をした後に、その行為が無効である」場合とは、創設的届出が無効の場合である。創設的届出すなわち「届出によって効力を生ずべき行為」とは、認知、縁組、離縁、婚姻、離婚のように民法上の効力を生ずるものに限らず、それ以外の入籍、分籍、転籍、国籍留保、氏名の変更のように届出によるべきものも含まれるとされる。無効の原因としては、届出という当該行為の有効要件を欠くあらゆる場合が該当するとされるが、実務上、その無効が親族相続法上重要な影響を持つものについては確定判決を得て法第116条により訂正申請すべきものとされている。もっとも、この場合でも、届出の無効が戸籍面上明らかな場合、例えば、直系卑属がない死亡者を認知した場合、他の者より既に認知された子を重ねて認知した場合、死亡者との婚姻の届出があった場合などにおいては、本条の手続により戸籍訂正ができるとされるが、戸籍面上明

らかでない場合は、関係者間に異議がないときであっても法第116条の戸籍訂正によるべきであるとの先例がある。なお、裁判例においては、関係者間の異議の有無を基準とし、当事者又は利害関係人に異議がないときは本条の訂正が可能であると判示したものがある。

(注4)「確定判決により戸籍訂正をすべき場合」とは、ある実体的身分関係の存否が裁判により遡及的に確定される場合(届出につき規定がある場合を除く。)であるとされる。具体的な例として以下のようなものが挙げられる。

- ・婚姻無効、協議離婚無効
- ・嫡出否認、認知無効及び取消し、民法第773条の規定による父の確定、実親子関係存否確認
- ・養子縁組無効、協議離縁無効

(注5)大正4年に施行された旧戸籍法においても、戸籍訂正に係る規定は、現行法とほぼ同様の内容であった(旧戸籍法第39条、第164条から第168条まで)。ただし、当時は家庭裁判所が存せず、また、市区町村長による戸籍事務の監督は、管轄区裁判所の1人の判事又は監督判事が行うものとされていたため(旧戸籍法第3条)、戸籍訂正の許可は、申立てによる場合も職権による場合も区裁判所が行うものとされていた。

戦後の新憲法及び裁判所法の制定により、裁判所が司法大臣の監督より脱し、司法と行政が完全に分離したことに伴い、裁判所の担っていた行政事務である戸籍事務の監督事務については、新設された司法事務局(後の法務局)に移管され、職権訂正手続における戸籍訂正の許可は監督事務であるとして司法事務局が行うものとされたが、訂正許可審判手続における戸籍訂正の許可については、裁判事務であるため、家事審判所(後の家庭裁判所)が行うものとされた。

(2) 訂正許可審判手続について

ア 一般的手続

戸籍訂正許可申立事件は、当事者の処分委ねることはできない性質の事件であるから、家事調停手続によることができない家事事件手続法(平成23年法律第52号)別表第一の事件とされ(同法別表第一の124の項)、訂正を求める「戸籍のある地」(本籍地)の家庭裁判所のみが管轄権を有する(同法第226条第3号)。

戸籍訂正許可事件については、法第121条の規定による市区町村長による処分に対する不服申立事件の場合(家事事件手続法第229条第2項)とは異なり、市区町村長からの意見聴取は必要とされていない。

戸籍訂正許可の裁判の効力の及ぶ範囲は、主文に記載された事項に限られるため、当該訂正に伴い論理的に訂正すべき他の事項がある場合には、これも主文に含めなければ、再度訂正許可審判手続をとることになりかねない。また、審判書の内容が、一般に法令違反と考えられる場合や戸籍面上矛盾を生ずるものであっても、当該審判の無効をもたらすような重大な

法令違反がない限り、基本的には審判書のとおり戸籍を訂正することとなる（注6）。

戸籍訂正の申請（届出）は、戸籍訂正許可の裁判確定後1か月以内に行ななければならないと規定されているが（法第115条）、申請義務者は明文で規定されておらず、戸籍訂正許可の申立人が申請義務者と解されている。また、戸籍訂正申請は、届出事件の本人の本籍地又は申請人の所在地であることができる（法第117条、第25条第1項）。

（注6）最高裁平成26年4月14日決定（民集第68巻4号279ページ）参照。

この決定は、親権者変更の確定審判に基づく戸籍の届出について、当該審判が無効であるためその判断内容に係る効力が生じない場合を除き、当該審判の法令違反を理由にその届出を不受理とする処分をすることができないとした事案。

イ 訂正許可審判手続と確定判決による訂正手続の関係について

親子関係が存在しないにもかかわらず戸籍面上父母として記載されている場合や、婚姻意思がなく婚姻が無効であるにもかかわらず戸籍面上夫婦として記載されている場合は、法第113条又は第114条の規定の文言上、無制限に訂正許可審判手続によることができるように読める。一方で、こうした場合には親子関係存否確認の訴えや婚姻無効確認といった人事訴訟手続又は家事事件手続法第277条第1項本文に定める合意に相当する審判手続により、確定裁判を得た上で、確定判決による訂正手続をすることが可能であるところ、両手続の関係は法文上明確にされていない。

嫡出否認の裁判手続によるべき場合など、戸籍の記載と異なる事実を主張するのに形成判決を要する場合に確定判決による戸籍訂正によらなければならないことには争いがないが、それ以外の場合について争いがある。

従来通説及び大審院判例（注7）は、戸籍訂正許可は、訂正事項が戸籍の記載自体で一見明白である場合（明白性の要件）又は訂正事項が軽微で訂正の結果親族法・相続法上重大な影響を生ずることのない場合（軽微性の要件）に限り認められるとするものとされていたが、その後は、学説・裁判例が錯綜しており、最高裁判所の判例もないところ、上記各要件のほか、関係者間に争いのないこと等を考慮する裁判例も多い。

明白性・軽微性の要件が求められる根拠としては、身分法上重大な影響のある場合には、非訟手続である訂正許可審判手続によるのではなく、訴訟手続によるのが原則であることが挙げられる。関係者間に争いがないことが考慮されたのは、後日再び訂正事項が争われまいよとの考慮によるものと考えられる（注8）。

（注7）大審院大正5年2月3日決定（民事判決録22集156ページ）、大審院大正5年4月19日決定（民事判決録22集156ページ）参照。これに対し、訂正許可審判手続によることを制限する明文の定めがないこと、戸籍の記載は実体的身分関係を確定するものではないから戸籍訂正をする前提として常に身分関

係を確定させる必要はないこと、訂正許可審判手続において、家庭裁判所は事実の調査及び必要な証拠調べをして事実認定を行うものであり、合意に相当する審判手続とで審理内容はほとんど異なることなどから、訂正許可審判手続の適用範囲を制限する必要はないとの見解もある。

(注8) 全国の法務局において、ある一定の期間について、戸籍訂正申請事案について調査を行った。その調査の中で、法第113条に基づく戸籍訂正許可審判がされたとして、戸籍訂正申請がされた事案について確認したところ、生年月日、(父母の)氏名、続柄の訂正に関するものが多く、一般的に、人事訴訟の対象(人事訴訟法(平成15年法律第109号)第2条の対象)となる実体的身分関係の形成又は存否に関する判断を要するもの(以下「人訴対象事項」という。)については、法第116条に基づく戸籍訂正申請がされているといえる。もっとも、24条3項通知がされた場合、法第113条に基づく戸籍訂正許可審判がされること、又は後記(3)の職権訂正がされる例がある(婚姻届書が偽造であることの刑事判決が確定し、検察官から刑事訴訟法第498条の2第2項に基づき本籍地市区町村に24条3項通知があり、当事者に対して24条1項通知をして法第113条に基づく戸籍訂正申請手続がされる場合や、24条1項通知をしても戸籍訂正をする者がいないので、市区町村長が管轄法務局長等の許可を得て職権で戸籍訂正を行う例がある。)

(3) 職権訂正手続について

前記(2)アのとおり、訂正事由がある場合、原則として、まず、家庭裁判所による戸籍訂正許可を得て戸籍訂正申請を行うこととされているが、24条1項通知ができないとき、又は24条1項通知をしても戸籍訂正の申請をする者がいないときは、十分な資料(戸籍の記載、届書類のほか、受附帳等、戸籍の処理をする際に作成される書類のほか、24条3項通知がされた場合であって、同通知に公正証書原本不実記載罪等の確定判決の判決書が添付されている場合のそれらの資料等)により訂正事由があると認められる場合には、法第24条第2項に基づき職権による訂正手続を行っている。

また、①身分関係に影響を及ぼさず、かつ、軽微な事項について、②戸籍面上顕著な誤記・遺漏があることが明白な場合の一定の類型の戸籍訂正については、管轄法務局長等の包括的な許可があるものとして、市区町村長限りでの戸籍訂正が認められている(注9)。なお、市区町村長限りでの職権訂正を行う場合、その記載の誤りが軽微かつ顕著であることが明白であることから、24条1項通知は不要とされている(法第24条第1項ただし書)。

注5のとおり、戦前は戸籍事務の監督を行っていた区裁判所が戸籍訂正の許可を行うものとされていたところ、戦後の新憲法及び裁判所法の制定により、裁判所が司法大臣の監督より脱し、司法と行政が完全に分離したことに伴い、裁判所の担っていた戸籍事務の監督事務については、新設された司法事務局(後の法務局)に移管され、職権訂正手続における戸籍訂正の許可は

監督事務であるとして司法事務局が行うものとされたが、訂正許可審判手続における戸籍訂正の許可については、裁判事務であるため、家事審判所（後の家庭裁判所）が行うものとされた。このように、職権訂正手続における戸籍訂正の許可は引き続き監督事務であるとされ、裁判所ではない機関（司法事務局（後の法務局））が担うことのできる事務とされた経緯がある。

職権による戸籍訂正は、市区町村長による処分とは観念されておらず、法第121条の規定による不服申立てをすることはできない。職権による訂正に不服がある場合は、訂正許可審判手続によるものと解されている（注10）。（注9）市区町村長限りの職権訂正の主な具体例としては、以下のものが挙げられる。

① 軽微顕著な誤記又は遺漏

- ア 戸籍上明瞭な都道府県郡市区町村名の誤記（昭和6年7月8日付け民事第730号民事局長回答）
- イ 配偶者の死亡による婚姻解消事項の記載遺漏（昭和26年9月18日付け民事甲第1805号民事局長回答，昭和31年6月29日付け民事甲第1468号民事局長通達）
- ウ 父母の婚姻，離婚等によって父母の氏が変更した者について，申出又は職権によってする父母欄の記載の訂正（昭和26年12月20日付け民事甲第2416号民事局長回答）
- エ 他の戸籍から入籍した者の名の誤記
- オ 都道府県知事から死亡報告の取消しの通知があった場合の訂正（昭和21年2月14日付け民事甲第78号民事局長通牒）
- カ 戸籍記載の錯誤又は遺漏が市区町村長の過誤によるものであることが届書類によって明白であり，かつ，その内容が軽微で，訂正の結果が身分関係に影響を及ぼさない場合の訂正（昭和47年5月2日付け民事甲第1766号民事局長通達）

② 法令の改廃によるもの

- ア 応急措置法により父母との続柄が変更されたことによる父母との続柄の訂正（昭和22年10月14日付け民事甲第1263号民事局長通達）
- イ 旧法中の届出によって他の戸籍に入籍したため除籍すべきところを，入籍通知がなく除籍手続が未済となっている場合の除籍（昭和23年1月13日付け民事甲第17号民事局長通達）

③ 届出又は申請に付随して訂正するもの

- ア 子について，父母との続柄を訂正したことに伴う，他の子の父母との続柄の訂正
- イ 婚姻準正又は認知準正に関連する訂正（昭和10年9月7日付け民事甲第1030号民事局長回答，昭和15年7月10日付け民事甲第863号民事局長回答）
- ウ 父母が子の親権者を定めて離婚した後，その離婚が取り消された場合の親権事項の消除（昭和23年3月17日付け民事甲第137号民事局長回答）

エ 妻死亡により未成年後見人が選任されている妻の子を夫が認知した場合の未成年後見事項の消除(昭和25年12月6日付け民事甲第3081号民事局長回答)

オ 父母の名の変更届による同籍の子の父母欄の記載の更正(昭和27年2月13日付け民事甲第133号民事局長回答)

カ 他の戸籍から入籍した者について、出生事項の記載がない場合の他市区町村長からの回答等による補記(昭和27年1月29日付け民事甲第80号民事局長通達)

キ 新戸籍編製等の場合、従前戸籍等に誤字で記載されている氏若しくは名を移記する場合は、これに対応する字種及び字体による正字又は別表に掲げる文字で記載する(平成2年10月20日付け法務省民二第5200号民事局長通達)

④ 申出によるもの

ア 名の文字の通用字体への更正(平成2年10月20日付け法務省民二第5200号民事局長通達)

イ 旧法中婿養子縁組婚姻又は入夫婚姻をした者について、新法施行後新戸籍を編製する際に、申出により夫を筆頭者とする(昭和27年8月5日付け民事甲第1102号民事局長通達)

ウ 父が同居者の資格でした嫡出でない子の出生の届出に基づく記載につき認知後、届出人の資格を父とする更正(昭和49年10月1日付け民二第5427号民事局長通達)

⑤ 戸籍法施行規則(以下「規則」という。)によるもの

ア 届書に基づいて戸籍の記載をしたところ、届書受理前に本籍地が変更していたことが明らかとなった場合の訂正(規則第41条)

イ 同一事件について重複して届出があった場合の訂正(規則第43条)

ウ 行政区画、土地の名称、地番号又は街区符号の変更があった場合の更正(規則第45条)

⑥ その他先例によって特に認められている訂正

(注10)東京高裁昭和58年11月8日決定(家庭裁判月報36巻8号112ページ)

2 戸籍訂正制度の在り方について

戸籍訂正制度の在り方全般に関する問題点として、主に、①法第113条及び第114条による訂正許可審判の手續によるべき場合と、法第116条の確定判決による戸籍訂正によるべき場合の区別が明らかではないこと、②市区町村長が、管轄法務局長等の許可を得て、職権で訂正できる範囲が必ずしも明らかではないこと、③市区町村長が、管轄法務局長等の許可を得ずに、職権で訂正できることについて明文の規定がなく、その範囲も明らかではないこと、④訂正事由があることが発見された場合であっても、届出人等が実際に訂正許可審判の手續を採っているかどうかを市区町村長が把握する術もなく、24条1

項通知をした後に届出人等が戸籍訂正申請をしたかどうかを見極める期間に関する規定がないこと、⑤市区町村長や法務局が訂正許可審判手続に関与することが担保されておらず、市区町村の処分に対する不服申立て事件などと比較して審理の充実が確保されていないことなどを挙げることができる。さらに、今後、マイナンバー制度を活用し、国において連携情報を調製することとなると、種々の原因で発生している複本籍が大量に発見されることも十分予想され得るため、複本籍事案のうちその発生原因が明らかな事案については、できるだけ、簡易・迅速に戸籍を訂正する必要も認められる。

戸籍訂正制度の在り方について、戸籍法部会第3回会議で議論を行ったところ、裁判所における戸籍訂正許可手続を前提とせずに職権による戸籍訂正ができるという方向性については、大きな異論はなかったところであるが、事務局提案について、各要件の切り分けが不明確ではないかとの指摘があったところである。そこで、戸籍法部会第3回会議での議論を踏まえて、以下のとおりとすることが考えられるが、どうか（参考資料16「戸籍訂正手続について」参照）。

- ① 法第113条及び第114条の戸籍訂正許可手続については、人訴対象事項は対象としないものとする。
- ② 裁判手続を原則とする現在の戸籍訂正手続のうち、戸籍の記載又は届書類その他の書類から、訂正事由があることが明らかであると認められる場合には、市区町村長は、管轄法務局長等の許可を得て、職権による戸籍訂正手続を行うことができるものとする。職権による戸籍訂正ができない場合又は職権による戸籍訂正をした事項につき更に訂正を要する場合には、裁判所における戸籍訂正手続によりこれを行うものとする。職権による戸籍訂正手続（市区町村長限りの職権訂正を除く。）を行うに当たっては、訂正事由のある戸籍の名欄に記載されている者に対して通知をするものとする。
- ③ 市区町村長限りの職権訂正ができる場合があることについて、明文で規定するものとする。その範囲については、訂正事由があることが当該市区町村長において戸籍の記載又は届書類その他の書類から明らかに認めることができる場合であることに加えて、訂正事項が軽微、かつ、戸籍訂正を行っても身分関係に影響を及ぼさないことを要するものとする。

まず、①については、前記1(2)イのとおり、法第113条及び第114条の戸籍訂正許可手続について、文言上は人訴対象事項も対象とし得ると解することも可能であって、法第116条の確定判決による戸籍訂正との関係が明らかでない旨指摘されるところであるが、戸籍訂正事案の法務局に対する調査の結果、法第113条の訂正許可審判がされた事案については、生年月日、(父母の)氏名、続柄が訂正対象となる事案が多かった（前記注8。なお、調査期間中、法第114条に基づく戸籍訂正許可審判による戸籍訂正申請がされた例はなか

った。)。そして、本来、婚姻、養子縁組等の身分関係の有効・無効について判断するのは人事訴訟手続であり、人事訴訟法、家事事件手続法が制定され、家事事件について一般的に適切・迅速な審理がされていることを踏まえると、当事者対立構造が予定されていない戸籍訂正許可審判手続においては、人訴対象事項について審理を行わないこととし、法第113条及び第114条の戸籍訂正許可手続からは、人訴対象事項を除くことが相当ではないかと考えられる。

次に、②において、裁判所における戸籍訂正許可手続を原則としている現行の手続から、訂正事由があることが明らかな場合には、裁判所における戸籍訂正許可手続を促すことなく、職権により戸籍訂正ができるようにすることを提案するものである。戦後の戸籍法においても、職権による戸籍訂正の許可については監督事務とされたところであり、戸籍訂正許可審判を経ていない事案についても、一定の場合には職権での戸籍訂正を認めていることに鑑みると、人訴対象事項以外の事項であって、訂正事由が明らかな事案については、当事者に戸籍訂正の申請を促すことを前提としなくても、職権で戸籍訂正を行うことは可能と考えられる。

これにより、裁判所における戸籍訂正許可手続を促し、その結果を待つことなく、管轄法務局長等の許可による戸籍訂正が可能となり、迅速かつ正確な戸籍訂正が可能となると考えられる。

この場合、職権による戸籍訂正が可能な範囲については、訂正事由があることについて、法務局において判断が可能な事案に限定する必要がある。これは、飽くまでも管轄法務局長等、市区町村長は、裁判権を行使し得るものではなく、裁判所と同様の調査権限も有していないからである。したがって、戸籍事務においてアクセス可能な戸籍の記載又は届書類その他の書類と対比することによって訂正事由があることが明らかな場合に限定している。なお、その他の書類には、受附帳等、戸籍の処理をする際に作成される書類のほか、24条3項通知がされた場合であって、同通知によって公正証書原本不実記載罪等に当たることが刑事確定判決により明らかな場合も含み得ると考えられる。

そして、職権による戸籍訂正手続に対しては、改めて裁判所における戸籍訂正許可手続を可能とする枠組みを残すことが適切である。これは、職権による戸籍訂正手続については、そもそも戸籍の記載によって実体的身分関係の変動が生ずる訳ではないこと、最終的には、裁判所における手続があることを担保することにより、従来の処分性がないという考え方を維持するものである。

さらに、現行の24条1項通知は、裁判所における手続を促すためのものであるため、一定の場合には、裁判所における戸籍訂正許可審判手続を前提とせずに、職権による戸籍訂正手続を行うことができることとした場合、通知が必要か否かについても問題となり得る。しかし、この点については、戸籍法部会第3回会議においては、訂正される戸籍に記載されている者が何ら把握していないうちに戸籍訂正がされないよう、訂正される戸籍に記載されている者に対する手続保障の観点から、職権による戸籍訂正手続を行う場合には、事前に通

知を行うことが適切ではないかとの意見が多かったところである。この場合の事前通知は、裁判所における手続を促すための現行の24条1項通知とはその趣旨が異なり、訂正事由があること及び職権で訂正を行うことを告知するものとなると考えられる。

さらに、③について、市区町村長限りの職権訂正については、現行法において、前記注9に掲げるような事案について行われているところである。これらの事案については、訂正事由があることが届書類によって明白であって、その内容が軽微で、かつ、訂正の結果が身分関係に影響を及ぼさないことから、管轄法務局長等の許可を得ずとも、市区町村長限りで職権訂正が可能とされている。今回の提案は、上記の趣旨を明らかにするものである。

この場合において、人訴対象事項以外で、身分関係に影響を及ぼす事項とは何かについて問題となるが、例えば、誕生日が誤りであることが出生届、出生証明書から明らかであっても、訂正の結果、父母の婚姻の時期によって当該子が嫡出子であるか、嫡出でない子となるか問題となる場面があり得、この場合は、身分関係に影響を及ぼすものといえる。その他、婚姻の際に称する氏について、届書において記載された氏と異なる氏で戸籍を編製した場合も、身分関係に影響を及ぼすものといえる。また、軽微な事案というのほどの程度をもっていない得るのかも問題となるが、通常、届書類に記載されており、戸籍に記載すべき事項の一部について誤記、遺漏した場合は軽微といえるが、届書に記載されている事項全部を記載しなかった場合には、軽微とはいえないものと考えられる。また、届書類ではなく、戸籍の記載によって除籍遺漏等訂正事由があることが明らかな場合について、かつ、当該戸籍に新たな身分事項がない場合であれば、市区町村において十分判断が可能であり、その除籍遺漏は軽微かつ身分関係に影響がないものといえる。

その他、市区町村長限りの職権訂正に含めてよいものとして、高齢者消除（現在、120歳以上の高齢者であり戸籍の附票の記載がない者等について、その年齢や附票の記載がないことで、生存している可能性が極めて低いことから、管轄法務局長等の許可を得て戸籍の記載を消除しているが、基準が明らかで死亡の蓋然性の高さからすると軽微かつ身分関係に影響がないものと同列に扱うことも可能と考えられる。）や、外国人の氏又は名の順序の訂正等についても、従前市区町村長限りの職権訂正が可能とされてきた類型に比して、軽微かつ身分関係に影響がないものといえると考えられる。

また、通知については、現行法上、市区町村長限りの職権訂正を行う際には、その訂正事項が軽微なものであって、身分関係に影響がないものであることに鑑み、24条1項通知は不要とされていることから、市区町村限りの職権訂正について明文を設ける場合にも、現行の取扱いを維持することが相当であると考えられる。

その他、戸籍訂正許可審判手続においては、家庭裁判所と市区町村（又は法務局）との連携が重要であり、必要な範囲について適切に戸籍が訂正される必

要がある。そこで、家事事件手続法第56条第1項に、家庭裁判所による事実の調査の規定が設けられているところであるが、なお家庭裁判所と市区町村(又は法務局)との連携を図る趣旨から、家庭裁判所は、法第113条及び第114条の戸籍訂正許可審判手続において、必要があると認めるときは、市区町村長又は管轄法務局長等に対し、意見を聴くことができるとの規定を設けることも考えられる(注11)が、どのように考えるか。

(注11) 家事事件手続法は、戸籍事件についての市区町村長の処分に対する不服の申立てがあった場合には、当該市区町村長の意見を聴かなければならないとの規定(家事事件手続法第229条第2項)はあるが、「意見を聴くことができる」という規定はない。このことは、戸籍法に規定する審判事件以外の審判事件についても同様である。

第6 目的規定について

1 戸籍制度の意義・権能

戸籍制度は、人の親族的な身分関係を登録・公証することを目的とするものであり、その制度に基づく登録簿が戸籍である。戸籍は、日本国民についてのみ編製され、外国人については編製されないが、外国人を事件本人とする届出も受理され、その届書は市区町村に保管される。つまり、日本国内に在る外国人にも戸籍法が適用され、国内で発生した出生や死亡については、日本人の場合と同じく届出が義務付けられ、また、婚姻、認知、養子縁組などの届出をすることもできる。

親族的な身分とは、夫婦・親子・兄弟姉妹その他の親族的な関係における当事者たる地位のことであり、戸籍によって登録・公証される身分関係には、本人自身の氏名、男女の別、出生に関する事項(出生の生年月日、出生の場所)、死亡に関する事項(死亡の年月日時分、場所)、親子関係(父母の氏名、父母との続柄等)、夫婦関係(配偶者の氏名、婚姻の年月日、離婚の年月日等)などの他の者との基本的な身分関係、親権者や後見人などの法定代理人に関する事項、推定相続人の廃除などの相続に関する事項等がある。

このように戸籍は、人の親族的な身分関係を登録・公証する公文書であることから、その記載は、常に真実の身分関係と合致していることが要請される。

2 戸籍事務の変遷

現行の戸籍法は、昭和23年1月1日「民法の一部を改正する法律」(昭和22年法律第222号)の施行とともに、「戸籍法を改正する法律」(昭和22年法律第224号)が施行されたが、その際に、目的・趣旨規定は設けられていない。

その後、平成6年12月1日「戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律」(平成6年法律第67号)により、電子情報処理組織(以下「コンピュータシステム」という。)を使用して戸籍事務を取り扱うことが可能となり、

各市区町村が個別に戸籍情報システムを調達して順次電算化を進めた結果、平成30年3月9日現在、1,896の市区町村のうち、1,892の市区町村（全体の約99.79%）において電算化が完了している。これら、戸籍事務の電算化により、行政運営の効率化とともに国民の利便性が向上したことも明らかである。

さらに、今回、戸籍事務へのマイナンバー制度導入のためのシステムを構築する検討を行うに当たり、戸籍事務を行う市区町村及び法務局間で、戸籍情報の接受を行うこと（戸籍事務内連携）及び他の行政事務に必要な戸籍情報の提供をすること（ネットワーク連携）により、更なる行政運営の効率化及び行政サービスにおける国民の利便性の向上が期待される場所である。

3 目的規定の整備

戸籍法部会第2回会議において、戸籍法について、電算化を原則とする規定振りとするという点について議論を行ったが、特段の異論はなかったところである。

そこで、戸籍法部会第2回会議での議論及び前記1及び2を踏まえ、目指すべき点を明らかにする趣旨で、戸籍法に目的規定を設けることについて、どのように考えるか。

また、目的規定を定めるに当たっては、戸籍は、民法その他の法律によって定まる親族的な身分関係を登録、公証することを目的とするもののほか、国民の権利利益の保護、国民の利便性向上又は国及び地方公共団体の行政運営の効率化等の観点から考慮事項となり得ると考えるが、この点どう考えるか。

（参考）

○不動産登記法（平成16年法律第123号）

（目的）

第1条 この法律は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的とする。

○商業登記法（昭和38年法律第125号）

（目的）

第1条 この法律は、商法（明治32年法律第48号）、会社法（平成17年法律第86号）その他の法律の規定により登記すべき事項を公示するための登記に関する制度について定めることにより、商号、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資することを目的とする。

○住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）

（目的）

第1条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係

の公証，選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り，あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため，住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め，もって住民の利便を増進するとともに，国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

○後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）

（趣旨）

第1条 民法（明治29年法律第89号）に規定する後見（後見開始の審判により開始するものに限る。以下同じ。），保佐及び補助に関する登記並びに任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）に規定する任意後見契約の登記（以下「後見登記等」と総称する。）については，他の法令に定めるもののほか，この法律の定めるところによる。

○行政手続法（平成5年法律第88号）

第1条 この法律は，処分，行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し，共通する事項を定めることによって，行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について，その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第46条において同じ。）の向上を図り，もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。

○出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）

第1条 出入国管理及び難民認定法は，本邦に入国し，又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに，難民の認定手続を整備することを目的とする。